

令和2年度

監査計画

西空知広域水道企業団監査委員

1 令和2年度 年間計画

月	例月現金 出納検査	定期監査 決算審査 資金不足比率審査	議会定例会	その他の行事
4	27日(月) 13:30~			
5	25日(月) 13:30~			
6	26日(金) 13:30~			
7	28日(火) 13:30~	・決算審査・資金不足比率審査 28日 29日		
8	31日(月) 14:30~		第2回 定例会16:00	水道行政懇談会
9	25日(金) 13:30~			
10	28日(水) 13:30~	定期監査		
11	25日(水) 13:30~			
12	25日(金) 13:30~			
1	25日(月) 13:30~			
2	25日(木) 14:30~		第1回 定例会16:00	水道行政懇談会
3	25日(木) 13:30~			

2 監査内容ごとの実施計画

- (1) 例月出納検査（地方自治法（以下「法」という。）第235条の2、監査委員条例（以下「条例」という。）第3条）

ア 実施内容

次に掲げる各号が正確に行われているかを検査する。

- (ア) 現金預金の保管状況
- (イ) 当月の収支の執行状況
- (ウ) 当月の出納に係る関係書類（伝票等）の内容

イ 監査結果の報告（法235条の2第3項）

終了後、議会及び企業長に報告する。

- (2) 定期監査（法第199条第1項、第4項）

上半期の執行状況について、水道事業会計及び事業に関する業務の執行並びに工事の事業の管理が経済的かつ効率的に行われ、公営企業本来の目的である、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進することに配慮されているかを監査する。

- (3) 決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査する。

- (4) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。